秦野市建築基準条例の改正の概要

2007.4.1

条	項	号	改　正　概　要	備　考
1			具体的な条項を削除	
2			用語の修正	
10	2	1	スロープの幅を９０ｃｍから１２０ｃｍに改正	
10	3		出口と道路との段差処理をスロープと昇降機で可能に改正	
13			直通階段を回り階段でなく”回り段”としないことに改正	
58			計画通知の建築物の手数料の徴収を追加	
58・2			適合性判定が必要となる建築物の手数料徴収を追加	19.6.20施行
59			計画通知の工作物及び建築設備の確認申請手数料を追加	
60			計画通知の建築物の完了検査手数料の徴収を追加	
61			計画通知の工作物及び建築設備の完了検査手数料を追加	
62			計画通知の建築物の中間検査受験後の完了検査手数料を追加	
63			計画通知の工作物及び建築設備の中間検査受験後の完了検査手数料を追加	
65	1		国又は他の地方公共団体からの確認等の申請に対する手数料の免除規定を削除	
65	1・2		免除又は減額できる手数料について、適合性判定申請手数料を除くこととした。	
69	4		用途変更に対する適用除外規定を削除	
69	6		現存する建築物等に対する福祉規定等の適用範囲を規定	
69・2			政令で規定する以外の道の基準を規定	
別表1	2・3		適合性判定手数料を規定	
			※計画通知に対する中間検査は、６月１９日以前の通知に対しては適用されません。	

秦野市建築基準法施行細則の改正の概要

2007.4.1

条	項	号	改　正　概　要	備　考
3	1		副本に添付を要さない図書を指定及び用語の整理	
	3		構造基準を削除	
	5		一定期間経過後の権利関係に変更がないことを証する図書の添付を規定	
5	1		用語の整理	
9-2	1		引用条項の整理	
	2		引用条項の整理、計画通知の適用除外を削除	
	3	4・5	中間検査を要しない計画通知を規定	
	4		引用条項の整理	
12	1		引用条項の整理	
22	1		用語の整理	
	2		適合性判定の手数料算定の基になる床面積算定方法を規定	19.6.20施行
	4		中間検査の手数料算定の基になる床面積算定方法を規定	